

人材開発支援助成金のご案内（令和4年度）

人材開発支援助成金は、事業主等が雇用する労働者に対して、その職務に関連した専門的な知識及び技能の習得をさせるための職業訓練等を計画に沿って実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する制度。

1 助成メニュー

支給対象となる訓練等	助成対象	対象労働者
① 特定訓練コース	・事業主 ・事業主団体等	雇用保険被保険者 (有期契約労働者等を除く)
・労働生産性の向上に資する訓練、若年者に対する訓練、OJTとOFF-JTを組み合わせた訓練等、効果が高い10時間以上の訓練について助成		
② 一般訓練コース	・事業主 ・事業主団体等	
・特定訓練コース以外の20時間以上の訓練について助成		
③ 教育訓練休暇等付与コース	・事業主	雇用保険被保険者
・有給教育訓練休暇制度を導入し、労働者がその休暇を取得して訓練を受けた場合に助成 ※令和4年度から令和6年度までは、本コースで「長期教育訓練休暇制度」及び「教育訓練短時間勤務制度」は適用せず、⑤の人への投資促進コースとして実施。		
④ 特別育成訓練コース	・事業主	有期契約労働者等
・有期契約労働者等を正規雇用労働者等に転換または処遇を改善するための訓練を実施した場合に助成		
⑤ 人への投資促進コース【新設】	・事業主	雇用保険被保険者
・高度デジタル人材等を育成する訓練、定額制訓練（サブスク型）、労働者が自発的に行う訓練、長期教育訓練休暇等制度の導入等を実施した場合に助成		

2 助成額・助成率（ ）内は中小企業以外の助成額・助成率

支給対象となる訓練等		賃金助成 (1人1時間当たり)		経費助成		OJT実施助成 (1人1コース当たり)		
			生産性要件を満たす場合※6		生産性要件を満たす場合※6		生産性要件を満たす場合※6	
① 特定訓練コース	OFF-JT	760円 (380円)	960円 (480円)	45% (30%)	60% (45%)	-	-	
	OJT	-	-	-	-	20万円 (11万円)	25万円 (14万円)	
② 一般訓練コース	OFF-JT	380円	480円	30%	45%	-	-	
③ 教育訓練休暇等付与コース		-	-	30万円	36万円	-	-	
④ 特別育成訓練コース	OFF-JT	760円 (475円)	960円 (600円)	70%※1 60%※2	100%※1 75%※2	-	-	
	OJT	-	-	-	-	10万円 (9万円)	13万円 (12万円)	
⑤ 人への投資促進コース【新設】	高度デジタル人材訓練	960円 (480円)	-※4	75% (60%)	-※4	-	-	
	成長分野等人材訓練	960円※3	-※4	75%	-※4	-	-	
	情報技術分野認定実習併用職業訓練	OFF-JT	760円 (380円)	960円 (480円)	60% (45%)	75% (60%)	-	-
		OJT	-	-	-	-	20万円 (11万円)	25万円 (14万円)
	定額制訓練	OFF-JT	-	-	45% (30%)	60% (45%)	-	-
	自発的職業能力開発訓練	OFF-JT	-	-	30%	45%	-	-
	長期教育訓練休暇制度		6,000円※5	7,200円※5	20万円	24万円	-	-
	教育訓練短時間勤務等制度		-	-	20万円	24万円	-	-

※1 正社員化した場合の助成率。 ※2 非正規雇用を維持した場合の助成率。 ※3 国内の大学院を利用した場合に助成。

※4 高度人材の育成を目的とする「高度デジタル人材訓練」及び「成長分野等人材訓練」については、生産性要件は設定せず、予め高額・高率に設定。

※5 1人1日当たりの助成額。

※6 生産性要件とは、労働関係助成金を受給した企業が生産性を向上させた場合、その助成額又は助成率の割増分を追加支給する制度のこと。